

鹿児島商業高等学校いじめ防止基本方針

令和3年度版

1 いじめ問題への学校の目標

- (1) 生徒が安心・安全に学校生活を過ごせるために、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の生徒に徹底させるとともに、教職員自らそのことを自覚する。また、いじめが生じた場合には、被害生徒には非はないという認識に立ち、組織的対応によって問題の解決を図る。心の傷の回復に向けた本人への働きかけを行うと同時に、学校全体として社会性を育む取組につなげていく。
- (2) いじめは本校のどの生徒にも起こり得るものであること、また、誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであることを十分に認識し、いじめ撲滅を目指した教育活動全体を通じて体系的・計画的に行う。

2 組織 【いじめ防止対策推進委員会】

- (1) 内容
 - ア いじめについて、年間を通じた取組等の検討及び計画の立案
 - イ いじめの被害者及び加害者に対する対応及び問題解決のための協力体制の構築
- (2) 構成メンバー
教育相談係チーフ、教育相談係、教務主任、生徒指導主任、保健主任、養護教諭、図書司書
1年主任、2年主任、3年主任、その他(担任、部顧問、スクールカウンセラー等)
- (3) 会議
各学期1・2回程度、会議室で実施(7月、12月、3月、臨時)

3 学校の取り組み

- (1) いじめの未然防止
 - ア 全校集会、学年集会等での啓発活動
 - イ 生徒会によるいじめ防止活動
 - ウ ボランティアや奉仕活動、部活動を活用した人間関係作り
 - エ いじめに関する統一LHR、ネットいじめに関する統一LHR
 - ※ 生徒一人一人に、お互いの良さを認め合い、集団の一員としての協力し合える人間関係を育むための教育活動の充実。また、自己解決能力の育成にも力を入れる。
 - ※ 「いじめをするな」の教育から「〇〇しよう」の教育にするために「傍観するな」という指導ではなく「いじめに遭遇したら〇〇しよう」という具体的な行動を示した指導の推進。
- (2) 早期発見
 - ア 定期的ないじめ等に関するアンケート調査
 - イ 携帯電話、スマートフォン及びパソコンによるネット利用の実態調査
 - ウ 教育相談等の個別面談
 - ※ 定期的なアンケート調査に基づき、個別面談を行い、生徒の思いを十分に受け止めると共に、全教職員で情報を共有する。また、24時間電話相談「かごしま教育ホットライン24」の周知徹底に努める。
 - ※ 計画的な個別相談の実施や、担任、養護教諭、スクールカウンセラー等との連携による教育相談の更なる充実を図る。
- (3) 早期対応
 - ア 被害者への適切なケアおよび加害者への指導
 - イ スクールカウンセラーとの連携
 - ウ 保護者に対する適切な説明

4 PTAとの連携

- (1) 学級PTAや学年PTA及びPTA総会における啓発活動
- (2) PTA新聞によるいじめ防止等の働きかけ
- (3) 市校外生徒指導連絡協議会等の校外補導による指導

5 市教委との連携

- (1) 指導主事の招へい及び助言依頼
- (2) 各種調査等の報告及び相談
- (3) いじめ問題解決チームの招へい及び助言依頼

6 関係機関との連携

関係機関	電話番号
鹿児島市教育委員会青少年課	099-227-1971
24時間子どもSOSダイヤル	0120-0-78310
かごしま教育ホットライン24	0120-783-574 099-294-2200
鹿児島県警察少年サポートセンター	099-252-7867
鹿児島西警察署	099-285-0110
鹿児島中央警察署	099-222-0110
鹿児島南警察署	099-269-0110
鹿児島県中央児童相談所	099-264-3003

7 年間計画

	生徒関係	職員関係	検証関係
4月	生徒指導講話・新入生初エンゲージ いじめ問題を考える週間(1) 三者面談	年間計画の確認 いじめ防止基本方針の共通理解	三者面談による情報共有
5月	いじめ防止啓発強調月間	いじめ防止ポスター掲示 PTA総会 いじめ防止に関する保護者への啓発	PTA総会における情報交換
6月	統一LHR(いじめ問題) 学校楽しいーと いじめ防止標語	調査結果を踏まえた対応	学校楽しいーと調査結果
7月	いじめ実態調査(1) 個人面談	実態調査を踏まえた対応 第1回いじめ防止対策推進委員会	いじめ実態調査結果
8月		校外補導	
9月	いじめ問題を考える週間(2) 携帯・スマホ・パソコンによるネット 利用調査 教育相談	調査結果を踏まえた対応 いじめ防止標語掲示	ネット利用調査結果 教育相談のまとめ
10月	統一LHR(ネットいじめ問題) 情報モラル 人権について		統一LHRの感想
11月	いじめ実態調査(2) 個人面談	実態調査を踏まえた対応	いじめ実態調査結果
12月	薬物乱用防止教室	第2回いじめ防止対策推進委員会 1・2学年PTA 校外補導	薬物乱用防止教室の感想
1月		3学年PTA	
2月	いじめ実態調査(3) 個人面談	実態調査を踏まえた対応 SCによる事例報告	いじめ実態調査結果 教育相談のまとめ
3月	教育相談	第3回いじめ防止対策推進委員会 次年度年間計画の検討	年間反省

8 いじめの定義

いじめ防止対策推進法（抄）

（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。